

情報法制研究の対象 としてのデータ保護法

—日本のプライバシー・個人情報保護論議の略史、
個人情報保護法の改正、
改正法全面施行後1年の実施状況—

JILIS/ALIS 情報法制シンポジウム

2018年6月3日(日)

東京大学 伊藤国際学術研究センター 伊藤謝恩ホール

一橋大学名誉教授(個人情報保護委員会委員長)

堀部 政男

日本のプライバシー・個人情報保護論議のあゆみ（1）

▶ 1961年 画期的判決の契機：有名小説に対する訴訟

小説『宴のあと』の内容が私生活を暴露しプライバシーを侵害するとして、元外務大臣有田八郎氏が作者の三島由紀夫氏・出版社（新潮社）を提訴。

→ 1964年9月28日 プライバシーを権利として認める判決

東京地裁は「プライバシー」を権利として初めて認め、「私事性」、「公開を欲しない事柄であること」「非公知性」等の要素から構成されるプライバシーの概念が浸透する契機となった。

▶ プライバシー概念の確立、判決の増加

- 1964年9月28日の判決を契機に、憲法第13条並びに民法第709条及び第710条を根拠にプライバシーを権利として認める判決が複数出された。
- 1970年代から1980年代にかけて、地方公共団体で情報公開条例や個人情報保護条例を制定する動きが強まったことで、プライバシーを権利として認める判決が増加。

▶ 近年の多くの判決が「プライバシー」に言及

「プライバシー」という文言に言及した判決はのべ3000件以上存在。

<国際動向>

- ▶ 1980年9月23日 OECD プライバシー・ガイドラインの採択。
- ▶ 1981年1月28日 欧州評議会条約第108号を各国の批准に付す。
(2007年以降、この日にデータ・プライバシー・デーの行事開催、2018年、APPA (アジア太平洋プライバシー機関)、PAW(Privacy Awareness Week) 設定の提案、個人情報保護委員会は5月30日に改正法個人情報保護法施行1年を迎えることから5月21日～31日をPAWと設定。

<国内動向>

- ▶ 1982年 「プライバシー保護研究会」の報告書取りまとめ

OECDプライバシー・ガイドラインを受けて、行政管理庁（当時）の「プライバシー保護研究会」（最年少のメンバーであった）は、「個人データシステムの規律を目的とする制度的な対応としては、以下に掲げるプライバシー保護の基本原則に立脚した新たな法律を制定する必要がある」と立法化提唱、その基本原則は①収集制限の原則、②利用制限の原則、③個人参加の原則、④適正管理の原則、⑤責任明確化の原則で、OECD8原則を要約、以後、日本では、5原則が一般的になった。

<民間部門の動向>

判決を通じたプライバシー概念の浸透 十 日本人の「法遵守」の気質
→ コンプライアンスを重視する企業文化

▶ 個人情報の保護に関して、民間で自主的な取組：独自のプライバシー文化

- 1980年代から1990年代にかけて、業界ごとにガイドラインを策定。
- 各企業は、プライバシー保護の方針等を自主的に策定。

▶ 自主的取組の全国規模化

1998年、個人情報を適切に取り扱う事業者を認定するため、JIPDEC（一般社団法人日本情報経済社会推進協会）がプライバシーマーク制度を導入。

日本のプライバシー・個人情報保護論議のあゆみ（４）

- ▶ 1988年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」の制定
- ▶ 1999年 高度情報通信社会推進本部（本部長：内閣総理大臣）に個人情報保護検討部会（座長：堀部政男教授）を設置
- ▶ 2003年5月30日 個人情報保護法公布
- ▶ 2005年4月1日 個人情報保護法全面施行
認定個人情報保護団体による自主規制を導入。

改正個人情報保護法

(2015年9月9日公布、2017年5月30日全面施行)

●改正のポイント●

1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

2. 個人情報の定義の明確化

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
- ②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

4. いわゆる名簿屋対策

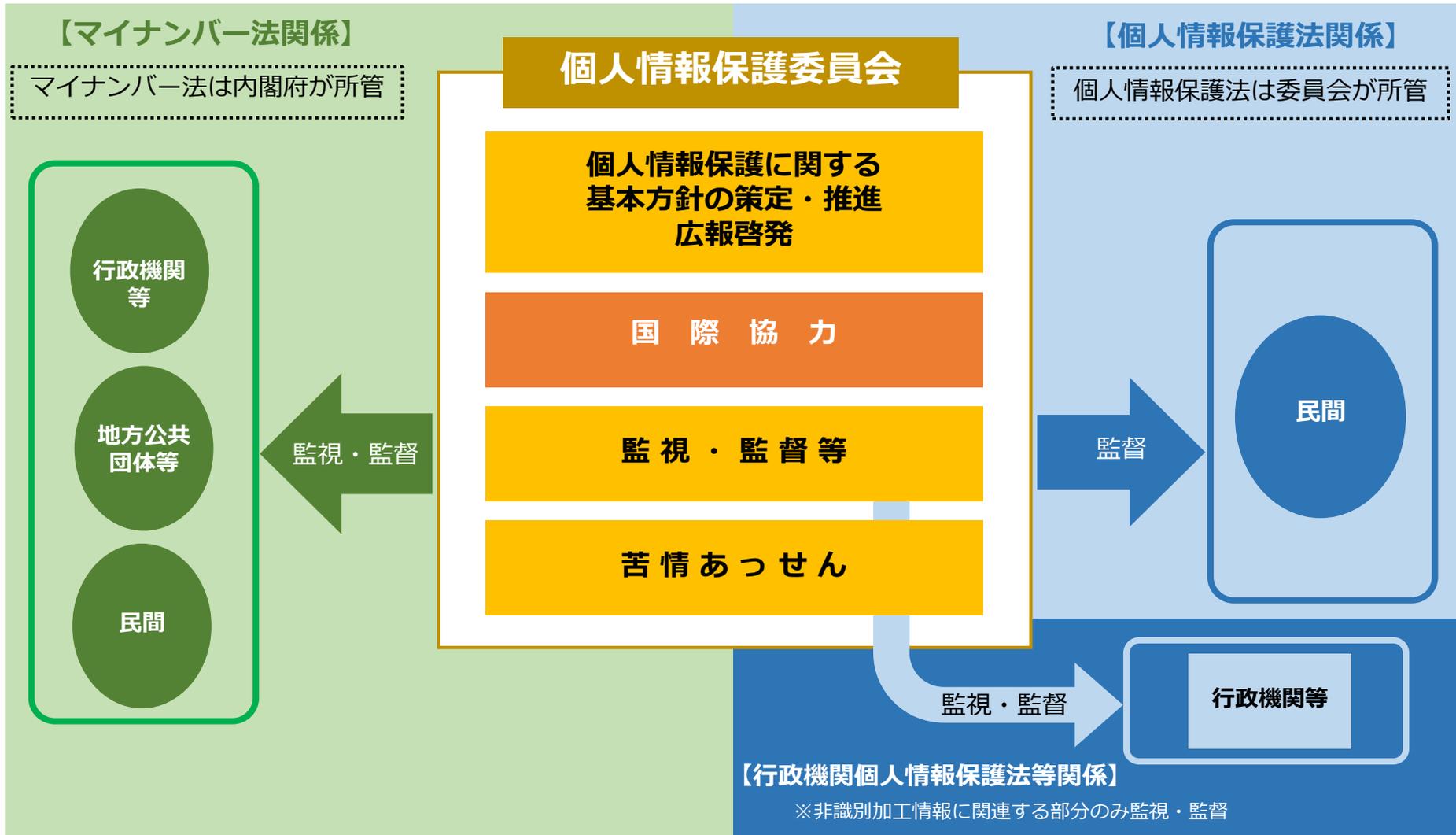
- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
- ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

5. その他

- ①取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。
- ②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）
- ③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

個人情報保護委員会の取組（１）

- 委員会は委員長1名, 委員8名(合計9名)の合議制(行政委員会)
- 個人情報保護に関する法律、政令、省令、ガイドラインを所管



個人情報保護委員会の活動実績（平成29年4月～12月）

窓口での相談受付件数

19,870 件

相談窓口の受付件数

広報・啓発

250回、約**25,900**人の参加者

個人情報保護法、マイナンバーガイドライン等に関する説明会の開催状況

個人情報の適正な取扱いに関する監視・監督

31 件

あっせん

533 件

報告徴収

335 件

指導・助言

11 件

立入検査の実施

個人情報保護法に関する事務

改正個人情報保護法の円滑な施行と監督権限の一元化

- 平成29年5月30日、改正後の個人情報保護法が全面施行され、個人情報取扱事業者に対する監督権限が、各主務大臣から個人情報保護委員会に一元化された。
- これに伴い、以下の取組により、円滑な施行を推進。
 - ・ 各種ガイドライン等の策定
 - ・ パーソナルデータの効果的な活用に向け、非識別加工情報に関する総合案内所の設置
 - ・ 情報セキュリティ機関との連携
- また、以下の取組により、監督権限の一元化に対応。
 - ・ 個人情報の漏えい等に関する相談・報告の一元的な受付、必要な指導・助言等の実施
 - ・ 認定個人情報保護団体の認定等に関する指針の公表、団体間におけるベストプラクティスの共有・周知
 - ・ オプトアウト手続の届出受付

マイナンバー法に関する事務

マイナンバーの適正な取扱いに関する監視・監督

- 民間部門に対してマイナンバーの漏えい事案等の相談・報告を受け付け、必要な指導・助言を実施。
- 行政機関等に対して定期的な検査を行うとともに、地方公共団体に対して、それぞれの規模や特性等を踏まえた選択的な立入検査や、システムセキュリティ面に重点を置いた実地調査を実施し、これらの結果を踏まえて検査項目を絞った立入検査を試行的に実施。
- 地方公共団体等からの定期的な報告の結果を踏まえ、安全管理措置セミナーや、漏えい事案等を想定した初動対応訓練を実施。

特定個人情報保護評価

- 行政機関等がマイナンバーを保有する前にリスクを分析し、これを軽減するための措置を講じていることを確認する特定個人情報保護評価（法令に定められたもの）について、委員会として承認。

改正個人情報保護法に対する国民の理解の向上のための広報活動

- 改正後の個人情報保護法の内容について、新たに法の適用を受ける事業者をはじめとした幅広い主体への広報・啓発を実施。
 - ・【事業者】 講演会への講師派遣、基本的な義務規定を解説した「シンプルレッスン」の作成・配布
 - ・【消費者・子ども】 消費者向けページの開設（委員会ウェブサイト）、子ども向けハンドブックの作成・配布
 - ・【その他】ヒヤリハットコーナーの開設、SNSに関するサイト運営者・利用者への注意喚起（委員会ウェブサイト）
 - ・【国民生活センターとの連携】 相談員向けの研修会への講師派遣、相談マニュアルの作成・配布

マイナンバーの適正な取扱いの確保のための広報活動

- マイナンバーの適正な取扱いの確保に向けて、立入検査を通じて把握した事例や留意点等について、地方公共団体等の職員を中心に広報・啓発を実施。
 - ・ 説明会への講師派遣、安全管理措置セミナーの開催
 - ・ 検査等を通じて把握した事例について、チェックリスト等の掲載（委員会ウェブサイト）
 - ・ マイナンバー理解度テスト等の資料の提供

国際協力（１）

個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通を円滑化するための環境整備に向けて、関係機関との協力関係の構築や国際的な協力の枠組みへの参加を積極的に推進。

データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（2017年9月25日～29日、香港で開催）



国際協力（2）

個人情報保護を図りつつ、国際的なデータ流通を円滑化するための環境整備に向けて、関係機関との協力関係の構築や国際的な協力の枠組みへの参加を積極的に推進。

➤ 米国

- A P E C越境プライバシールール（C B P R）システム（※）の促進に向けて密接に協力・連携。

※ C B P Rシステムは、A P E C参加国・地域において、事業者のA P E Cプライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組みであり、事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するために有効であることから、各種説明会等において広報活動を実施。

➤ E U

- 日 E U間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築を視野に、平成30年前半に最終合意することを想定して手続を進めることで一致。このための手続として、委員会規則やガイドラインの案を作成しパブリックコメントを実施。
- 双方の個人情報保護制度への理解や協力関係の構築のため、E U加盟国のデータ保護機関への訪問も精力的に実施。

➤ 英国

- 英国のE U離脱後も相互の円滑な個人データ移転が確保されるよう、英国及びE Uの関係機関に対して要請。

GDPR

- 「データ保護指令」に基づく各国法に代わり、2018年5月25日からは「一般データ保護規則」(GDPR: General Data Protection Regulation) がEU加盟国 (及びEEA協定に基づきEU法の適用を受けるアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー) に直接適用されるようになった。

【事業者の義務の例】

	GDPR	個人情報保護法
センシティブデータ	取扱い禁止	取得と提供には本人の事前同意が必要
アクセス権	全ての個人データが対象	6ヶ月以上保有の個人データのみ対象
データポータビリティの権利	認められる	開示請求権あり
データの取扱いの記録義務	全ての取扱いが対象	第三者提供時のみ対象
データ漏えい時の監督当局への通知義務	リスクをもたらす可能性が高い場合には72時間以内に通知する義務	委員会告示等に従い報告する努力義務 ただし、時間制限の規定なし
データ保護オフィサー	次の場合に任命義務あり ● 定期的かつ体系的な大規模監視を必要とする場合 ● 大規模のセンシティブデータを処理する場合	任命義務なし ただし、従業者の監督義務や安全管理措置を講じる義務あり

【EU域外の事業者にも適用される可能性：域外適用】

- ✓ EU域内の個人に向けた商品/サービスの提供
- ✓ EU域内の個人の行動監視 (追跡)

※言語・通貨・消費者への言及等の事情によりEUに対する商品/サービスの提供の意図が明白か否かが基準

に伴う個人データの取扱いに対しては、EU域外所在の事業者についてもGDPRが適用される(当該EU域外所在事業者は、EU域内に拠点をもつ代理人を指定しなければならない)

【違反時の制裁金】

- ✓ 最大2,000万ユーロまたは全世界年間売上高の4%の制裁金

委員会ウェブサイトにおけるGDPR情報の提供

アクセスは委員会ウェブサイトトップページから

個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission
法人番号：4000012010025

> 本文へ > サイトマップ

文字サイズ変更 標準 大きめ

ENGLISH

検索

ホーム 委員会の概要 個人情報保護法について マイナンバーについて 委員会の活動 お知らせ お問合せ・申請

マイナンバーに関する情報はこちら

ホーム 委員会の概要

過去の重要なお知らせ一覧

新着情報

- ▶ 平成30年3月23日 その他 日本自動車販売協会連合会及び岐阜県社会福祉協議会は平成30年3月31日をもって認定業務を廃止します。
- ▶ 平成30年3月7日 報道発表 認定個人情報保護団体シンポジウムの開催について
- ▶ 平成30年3月1日 その他 選考採用について掲載しました。
- ▶ 平成30年3月1日 その他 期間業務職員の採用を更新しました。
- ▶ 平成30年2月28日 その他 一般競争入札を更新しました。



トップページ右のバナーからGDPR情報ページへ！

委員会ウェブサイトにおけるGDPR情報の提供

個人情報保護委員会ウェブサイト GDPR情報提供ページのコンテンツ一覧

【GDPRの概要】

【EU域外適用に関する影響】

- GDPR本体（前文及び条文）の日本語仮訳
- GDPRガイドラインの日本語仮訳（データポータビリティ、データ保護オフィサー（DPO）、主監督機関及びデータ保護影響評価（DPIA）の4本）（その他のガイドラインも順次日本語仮訳を掲載予定）
- 説明と欧州委員会がWebサイトに掲載している資料の日本語仮訳付き
 - ・ 欧州委員会 Infographic（中小企業向けに簡単にまとめられたGDPR説明の日本語仮訳付き）
 - ・ Fact Sheet “Questions and Answers – Data protection reform package”（欧州委員会のGDPRによるデータ保護改革案についての質疑応答概略の日本語仮訳付き）

【越境データ移転】

- EU域内から域外へ個人データを移転する条件
- EUが十分なレベルの個人データ保護を保障している旨決定している国・地域

【日EU間の越境データ移転】

- 我が国から個人データを越境移転する条件
- 日EU間の対話実績

【参考（外部サイトへのリンク）】

- 欧州連合 法令関連公開サービスのGDPRページ
- 欧州委員会のGDPRガイドラインとそのQ&A
- 欧州委員会のData Protection Reform - Factsheets 16 Jan 2017（EU加盟国の各国語）
- 英国情報コミッショナーオフィス（ICO）のGDPR解説
- フランス情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）の処理者向けGDPR解説
- ルクセンブルクデータ保護機関のGDPRに関するQ&A
- アイルランドデータ保護機関のGDPR解説

GDPRに関するガイドライン

29条作業部会によって公表されたGDPRのガイドライン

(一部は日本語仮訳をウェブページに掲載済・その他も準備が整い次第掲載予定)

【パブリックコメントを受けた修正版が公表済のもの】

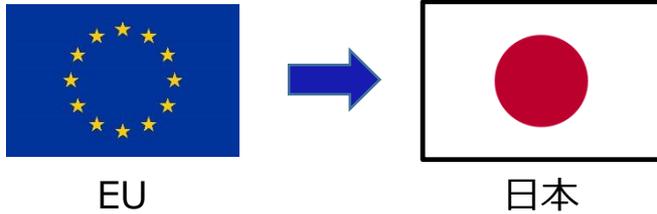
- データ保護影響評価 4月25日日本語仮訳掲載開始
- データポータビリティ 4月25日日本語仮訳掲載開始
- データ保護オフィサー 4月25日日本語仮訳掲載開始
- 主務監督機関 4月25日日本語仮訳掲載開始
- 制裁金
- 個人データ漏えい通知
- 自動化された意思決定とプロファイリング
- 透明性
- 同意

【パブリックコメントが終了したもの】

- 第49条 <十分性認定、特定の安全保護措置以外の越境移転事由>
- 認証機関の認定

日EU 個人データ越境移転規制の制度比較

GDPR



十分性認定

十分な個人情報の保護水準が保障されていることを欧州委員会が認めた場合。

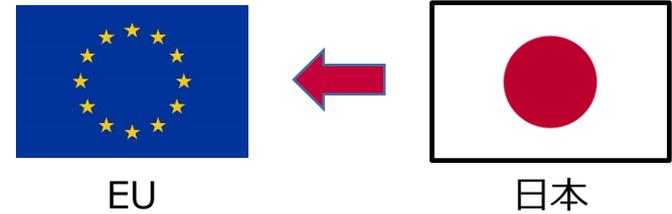
体制整備

企業グループ内の内部行動規範や企業間の契約条項で保護措置を確保している場合。

本人同意

十分性認定等がないことによるリスクについての情報が提供されたうえでの明示的な本人の同意がある場合。

個人情報保護法



国指定

提供先の第三者が個人情報保護委員会の認められた国・地域に所在する場合。

体制整備

提供先の第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合。

本人同意

外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合。

EUから十分性認定に基づいて移転した個人データの取扱いに係る規律を定めるガイドライン案

- 2017年12月の委員同士の会談において、双方の制度間の関連する相違点に対処するための解決策として、EUから日本へ移転された個人情報に係るガイドラインの策定について合意したことを踏まえ、当該ガイドライン案を作成し、現在意見募集を実施した（募集期間は、平成30年4月25日～5月25日）。

【EUから十分性認定に基づいて移転した個人データのみ適用】

ガイドライン案の項目	現行法令	ガイドライン案の内容
要配慮個人情報の範囲	「性生活」、「性的指向」、「労働組合」に関する情報は、要配慮個人情報に該当しない。	「性生活」、「性的指向」、「労働組合」に関する情報を、要配慮個人情報と同様の取扱いとする。
開示請求権	6か月以内に消去することとなる個人データについては認められない。	国内法上は、6か月を越えて保有する個人データのみ対象となっているが、6か月以内に消去することとなる個人データも同様に請求に応じることとする。
利用目的の承継	—	第三者から提供を受ける個人データを、提供元が特定した利用目的の範囲内で、利用することとする。
日本から外国への個人データの再移転	①本人の同意がある場合、 ②移転先のデータ保護が確保されている場合、 ③提供先が個人情報保護委員会が指定した外国に所在する場合に提供可能。	左記②について、提供先の事業者における体制整備を根拠として、外国へ個人データを移転する場合には、 <u>契約等により個人情報保護法と同等の保護を確保することとする。</u>
匿名加工情報	加工方法に関する情報が残存している場合でも、安全に分離保管されていれば匿名加工情報として扱われる。	匿名加工情報として扱う場合、加工方法に関する情報を削除することにより、何人にとっても再識別を不可能とする。

熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員 (司法・消費者・男女平等担当)による共同プレス・ステートメント【日本語仮訳】

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員は、相互に十分性を見出すことに向けた手続を進めることを目指して、2018年5月31日に東京で非常に建設的な会談を行った。

両者は、双方によって十分なレベルの保護を同時に見出すことは、現在、署名に向けて手続が進められている日EU 経済連携協定 (EPA) の便益を補完し拡大するものであり、これは日EU 間の戦略的なパートナーシップにも貢献することを再確認した。

両者は、過去数か月に達成された重要な進捗を確認した。これには、特に、意見募集を終え個人情報保護委員会が策定予定のガイドライン及び、個人情報の保護に関する基本方針等の双方の制度間の関連する相違点を埋めるための解決策についての合意が含まれる。また、欧州委員会による、欧州経済領域 (EEA) 参加国におけるEU 一般データ保護規則 (GDPR) の法的性質及び効力並びにGDPRの特定の規定内容の明確化なども含まれる。

両者は、可能な限り早期に、お互いの手続を完了させるためのコミットメントを共有し、作業を加速することに同意した。具体的には、個人情報保護委員会が、個人情報保護法第24条に基づき我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国としてEEA を指定するとともに、欧州委員会が、GDPR 第45条に基づき我が国が十分な保護水準を確保していると決定することである。

両者は、日EU 間の相互の円滑な個人データ移転の枠組みに基づき、協力の必要性が生じた場合にはいつでも、個人情報保護委員会及び欧州委員会が、個人データに関し、互いに合意できる解決策を得られるよう協議を続けていくことを確認した。